

笠岡市告示第 2 2 9 号

公有財産等の売り払いをインターネット入札で実施するので、笠岡市契約規則（平成 19 年笠岡市規則第 1 1 号）第 5 条の規定により告示します。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

笠岡市長 栗 尾 典 子

記

1 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札で実施します。

2 売却対象物件

- （１）自動車の種類：普通
- （２）用途：貨物
- （３）車体の形状：バン
- （４）ベース車（メーカー）：DUTRO（日野自動車）
- （５）型式：TPG-XZU712M
- （６）初年度登録：平成 2 9 年
- （７）走行距離：9 2, 5 9 0 km
- （８）乗車定員：3 人
- （９）燃料の種類：軽油

3 最低売却価格（予定価格）

1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 入札に参加することができない者

次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- （１）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号該当すると認められる方
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する団体又は構成員
- （３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7

号) 第5条第1項の規定による監察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(4) 日本語を完全に理解できない方

(5) 笠岡市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

(7) 当該公有財産に関する事務に従事する笠岡市の職員

(8) 日本国内に住所、連絡先がいずれも無い方。ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

(9) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

5 入札確定日時

(1) 場所 笠岡市役所財政課

(2) 日時 令和7年12月11日(木) 午後5時00分

6 入札参加申込手続

入札参加希望者は、次の手続及び7に示す入札保証金の納付を行わなければならない。

(1) 仮申し込み

公有財産売却システム上で参加の仮申し込みの手続を行ってください。

仮申し込み申請期間

令和7年10月31日(金) 午後1時から令和7年11月17日(月) 午後2時まで

(2) 本申し込み

笠岡市のホームページから、公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」)を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付の上、申込書を持参又は郵送(書留、簡易書留又は配達記録郵便のみ可)で提出してください。

申 込 先 〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市役所財政課契約検査係

申込期間 令和7年10月31日(金)から令和7年11月17日(月)まで
(消印有効)

提出書類 ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還
請求書兼口座振替依頼書

イ 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）

個人の場合は、住民票抄本（原本）

ウ 印鑑登録証明書（原本）

※代理人による入札の場合は、所定の委任状、委任者・受任者双方の住民票抄本（原本）（法人の場合は、商業登記簿謄本（原本））及び印鑑登録証明書（原本）が必要です。

（３）入札参加の承認

笠岡市において入札保証金の納付及び申込書を確認した後、公有財産売却システム上で入札参加の承認を行います。承認された方のみが入札を行うことができるようになります。

（４）入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加資格を喪失します。

ア この公告に定める条件のいずれかを満たさなくなったとき。

イ 入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札保証金

（１）１００，０００円（予定価格の１０％以上）

（２）納付方法

公有財産売却システム上におけるクレジットカードによる納付、銀行振込による納付のいずれかの方法で納付してください。銀行振込による納付の場合、６（２）の申込書等が笠岡市に到着後、振込口座を電子メールにてお知らせします。

（３）売払代金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者の申出により、契約保証金及び売払い代金に充当できるものとします。

8 下見会の開催について

下記の日程で下見会を開催します。参加希望者は、笠岡市学校給食センターへ参加希望の旨を事前に電話連絡すること。事前連絡の受付は土曜日、日曜日、祝日を除く令和７年１０月３１日（金）から１１月７日（金）の午前９時３０分から午後４時の期間内とします。

・日時 令和７年１１月９日（日）午前９時３０分から午後３時３０分

令和７年１１月１１日（火）～１１月１４日（金）午後１時３０分から午後４時３０分

※入退場は随時

・場所 笠岡市学校給食センター（笠岡市大井南４２－２）

・電話 ０８６５－６２－２２２９（笠岡市学校給食センター）

9 質問書及び回答書

入札に関して疑義がある場合は、質問書を令和7年11月18日(火)の午後5時までに財政課に提出（FAX可）するものとし、回答書は入札参加予定者に電子メール等で送信します。（質問がある場合には、事前に財政課に連絡してください。）

10 入札期間

令和7年12月2日（火）午後1時から令和7年12月4日（木）午後11時まで

11 残存燃料の取扱い

売却時には、使用燃料である軽油が残存していますが、それを含めた売り払いとなります。残存予定量については、上記日程で開催する下見会の中でお知らせします。

12 入札に関する無効事項

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 明らかに不正によると認められる入札
- (5) 最低売却価格（予定価格）未満の入札
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

13 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の方法により行います。

- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

14 契約の締結

- (1) 売買契約は、落札決定の日から令和7年12月16日（火）までに売買契約書により締結します。
- (2) 売買契約締結の際、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書を提出していただき、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (3) 契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

15 売買代金の納付

落札者は、契約締結後、令和7年12月23日（火）午後2時30分までに所定の金額（売買代金から契約保証金を除く金額）を納付しなければなりません。なお、納付は

一括払いとします。

16 危険負担等

落札者は、入札関係書類に記載した内容、その他について実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。

また、引渡し後の不調や故障についての保証については、一切応じません。

17 車体名称等の変更

落札者が売買物件を使用する場合、車体名称及び本市に関する全ての表示について速やかに除去し、その履行内容が確認できる写真等を提出してください。

18 所有権の移転時期

本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

19 提出書類に使用する印鑑

落札者が提出する書類には、申込書に添付する印鑑登録証明書により証明される印鑑を使用してください。

20 物件の引渡し

本物件の引渡しは、売買代金完納後、笠岡市学校給食センターの保管場所（笠岡市大井南４２－２）で立ち会いの上、引渡し時の現状で速やかに行うものとします。

引き渡し後、車両として使用する場合は、所有者の名義変更等について移転登録に係る手続を運輸支局において１５日以内に行い、名義変更したことが確認できる書類を提出してください。

なお、物件の輸送、所有者の名義変更等に係る費用は、全て落札者の負担となります。

22 その他の事項

（１）入札金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を入力してください。

（２）この告示についての問合せ・連絡先

笠岡市総務部財政課契約検査係

TEL ０８６５－６９－２１２５

FAX ０８６５－６９－２１９０